

議案第 6 4 号

協定項目 1 7 町・字名の取扱いについて

町・字名の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 7 月 2 9 日提出

富山地域合併協議会
会 長 森 雅 志

町・字名の取扱いについて

- 1 町・字の区域については、現行のとおりとする。
- 2 町・字名は次のとおりとする。
 - (1) 富山市は現行のとおりとする。
 - (2) 大沢野町、大山町及び細入村は、旧町村名を冠さないものとする。
ただし、同一の町・字名については、地域住民の意向を尊重し調整する。
 - (3) 八尾町、婦中町及び山田村については、現行の大字の前にそれぞれ八尾町、婦中町及び山田を付した大字とする。

(資料)

1 町・大字数

富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村
861	56	65	157	95	22	9

2 調整が必要な町・字名(重複する町・大字)

町・字名	富山市	大沢野町	大山町	細入村
猪谷				
上野				
押上				
大場				
笹津				
布目				
野田				
松木				

3 関係法令等

地方自治法(昭和22年法律第67号) 抜粋

(市町村の区域内の町または字の区域)

第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

「富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」により、第1項の規定による届出の受理、第2項の規定による告示は市町村長が行う。

地方自治法第260条に規定する手続きについて

市町村の廃置分合及び境界変更の際し、旧町村の字の区域及び名称をそのまま新市町村の字の区域及び名称とする場合は、本条(地方自治法第260条)の手続きを要しない。

(行政実例 昭和30年3月30日)

不要	
・ 上新川郡大沢野町	富山市
必要	
・ 婦負郡八尾町	富山市八尾町
・ 婦負郡山田村	富山市山田
・ 郡 町	富山市